

## 令和8年3月市議会定例会議

# 文教福祉常任委員会資料

- 議案第28号 福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件（健康福祉部所管分）・・・ 2頁（議案書 83頁）  
【保健総務課】
- 議案第35号 福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定の件 ・・・ 3頁（議案書111頁）  
【介護保険課】
- 議案第19号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第9号） ・・・ 4頁（議案書 53頁）  
【長寿福祉課】 【介護保険課】
- 議案第24号 令和7年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号） ・・・ 7頁（議案書 71頁）  
【長寿福祉課】 【介護保険課】
- 報告第1号 専決処分報告の件  
専決第1号 損害賠償の額の決定並びに和解の件 ・・・ 議案書164頁  
【健康づくり推進課】

健 康 福 祉 部

令和8年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第28号

(保健総務課)

1 条例名	福島市手数料条例の一部を改正する条例（健康福祉部所管分）
2 一部改正の趣旨	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）が令和7年5月21日に公布され、これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部が改正され、その一部が令和8年5月1日に施行されることに伴い、その法令の一部を引用する福島市手数料条例について、所要の改正を行うもの。
3 一部改正の概要	福島市手数料条例の別表第1の5の7の表8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。
4 条例改正による市民への影響	法改正による条ずれを改めるものであり、影響はない。
5 条例の施行予定日	令和8年5月1日
6 経過及び今後のスケジュール	<p>令和7年5月21日 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）公布</p> <p>令和8年5月1日 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）施行</p> <p>令和8年5月1日 福島市手数料条例の一部を改正する条例施行</p>

令和8年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第35号

(介護保険課)

1 条例名	福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
2 一部改正の趣旨	本条例で引用している「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(厚生労働省令)」において、一部改正が生じたことに伴い、所要の改正を行なうもの。
3 一部改正の概要	<p>福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第18条第6項の一部を下記のとおり改める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例)            第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。            (1)～(5) (略)            (6) 基準省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項第18項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。</p> </div>
4 条例改正による市民への影響	なし
5 条例の施行予定日	公布の日から施行
6 経過及び今後のスケジュール	介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正(令和7年11月20日施行)





予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
17	3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険費	介護保険事業費 特別会計繰出金	135	-	-	-	135	○消費税過払い分返還分のうち、事業費の財源として負担した第1号保険料分を介護保険事業費特別会計に繰り出すための補正。

令和8年3月定例会議提出議案説明資料【健康福祉部】

議案第24号 令和7年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

長寿福祉課  
(単位：千円)

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
55	6 諸支出金	1 償還金及び 還付加算金	2 償還金	償還金	6,139	-	-	-	6,139	○事業費として過大に受けていた消費税過払い分について国・県交付金の返還が生じるための補正。
55	6 諸支出金	2 繰出金	1 他会計繰出 金	一般会計繰出金	1,962	-	-	-	1,962	○消費税返還額のうち、市の事業費負担分を一般会計に繰り出すための補正。

予算 説明 書頁	款	項	目	事業名	補正額	財 源 内 訳				説 明
						国 庫 支出金	県支出金	その他	一般財源	
55	7 予備費	1 予備費	1 予備費	予備費	5,523	-	-	-	5,523	○今回補正の歳入額から歳出額を引いた余剰分を予備費とするための補正。